

CEV 補助金 「よくある質問と申請書類の不備」

2019年4月22日

<目次>

Q1	補助金の募集要件.....	1
Q2	補助金の申請方法・記入方法.....	2
Q3	必要書類について.....	2
Q4	申請後の変更等について.....	3
Q5	財産処分について.....	3
Q6	よくある申請書類の不備について.....	4

Q1 補助金の募集要件

No.	問合せ内容	回答
1	補助金申請書を提出してから補助金が交付されるまで、どれくらいかかりますか	<ul style="list-style-type: none"> ・概ね2ヶ月程度かかります。年度初め等で申請が集中した時はさらにかかる場合があります。 ・補助金申請後の審査状況についてはセンターのホームページで確認できます。 <p>【HPの審査状況確認】</p>
2	補助金申請書の受付期間及び申請対象となる車両の初度登録期間はいつですか。	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金申請書の受付期間は、2019年4月22日から2020年3月2日（必着）です。 ・申請対象となる車両の初度登録期間は、2019年1月1日から2020年2月21日までに初度登録した車両です。 2018年12月31日以前の初度登録車両は申請できません。 ・なお個別車両ごとの補助金交付申請書類の提出期限は、原則、車両代金の全額の支払いを完了した上で、初度登録の日から1ヶ月以内（翌月の前日までです（消印有効））。 <p>但し、代金の支払い事務手続きの関係で、車両登録日までに車両代金の支払いが完了しない場合は、例外的に、初度登録日（届出日）の翌々月の末日までの提出（消印有効）を認めます。</p> <p>ただし、受付開始当初の例外として、初度登録日が2019年1月1日～4月30日の車両の補助金申請書の提出期限は、6月30日まで（消印有効）とします。</p> <p>【詳細は応募要領I-2ページ 重要ポイント】</p>
3	補助金は誰でも申請できますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付申請ができるのは、車両を購入した、①地方公共団体、企業・団体の法人、②個人、③リース会社です。 <p>なお、その他の条件がありますので詳細は別途ご確認下さい。</p> <p>【応募要領I-3ページ 補助金交付申請書類の提出】</p>
4	補助金を交付された車両に保有義務はありますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金は税金を財源としていますので、その補助金の目的達成のために一定期間保有していただく必要があります。 ・保有期間は4年又は3年が義務付けられています。保有義務期間内に車両を処分する場合は事前に手続きが必要となり、補助金の返納が必要となります。 <p>【詳細は応募要領I-4ページ 車両の一定期間の保有義務】</p> <p>【手続きの詳細は応募要領III-1ページ～】</p>

No.	問合せ内容	回答
		<ul style="list-style-type: none"> センターでは、補助金を交付した車両の保有状況を定期的に調査しています。センターの承認を得ずに、処分制限期間内に取得財産等の処分を行ったことが判明した場合は、補助金の全額返納をお願いすることがありますのでご注意ください。

Q2 補助金の申請方法・記入方法

No.	問合せ内容	回答
1	補助金交付申請書の記入方法を教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> 補助金交付申請書の様式は、申請者の区分（地方公共団体、その他の法人・個人・リース会社）に関係なくすべて共通です。 平成31年度の（様式1-1）を使用して下さい。平成30年度の様式は使用できません。 記入方法については、申請者の区分別の記入例を参考にして下さい。また、その他様式の記入例もご参照下さい。 【地方公共団体、その他法人 応募要領Ⅱ-6ページ】 【個人 応募要領Ⅱ-16ページ】 【リース 応募要領Ⅱ-27ページ】
2	補助金の振り込みは、どの金融機関でも大丈夫ですか。	<ul style="list-style-type: none"> 口座名義が申請者本人の名義であれば、どの金融機関でも可能です。 ただし、金融機関側の制約で、預金の種目等によって振込みが出来ない口座もあります。ご不明な場合はご指定の金融機関にお問い合わせ下さい。

Q3 必要書類について

No.	問合せ内容	回答				
1	補助金交付申請書類一式を送付したいのですが、必要書類を教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> 必要書類は、申請者の区分によって異なります。「応募要領」に申請者の区分別に分けて掲載していますので、ご確認ください。 【地方公共団体、その他法人 応募要領Ⅱ-1ページ】 【個人 応募要領Ⅱ-11ページ】 【リース 応募要領Ⅱ-20ページ】 				
2	その他の法人（企業、団体）の申請の添付書類として「役員名簿」（様式8）とありますが、個人情報保護の観点から生年月日等は未記入でも良いですか。	<ul style="list-style-type: none"> 全ての項目の記入が必要です。 「役員名簿」（様式8）は、国から指定された様式です。商業登記簿には、生年月日の記載がありませんので必要です。 				
3	車検証の「所有者」と「使用者」が異なります。申請できますか。	<ul style="list-style-type: none"> 原則、申請車両の車検証の「所有者」名と「使用者」名は、申請者名と同一であることが必要です。 ただし、以下の場合は、車検証の「所有者」と「使用者」が異なっても補助金申請はできます。別途必要書類の提出が必要です。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">（個人・法人） リース車両を借り受ける場合</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">・車検証の所有者は「リース会社」、使用者は、借受人（リース契約者）の個人・法人</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">（個人・法人） 所有権留保付ローンで車両購入する場合</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">・車検証の所有者は販売会社又はファイナンス会社、使用者は、車両を購入した個人・法人</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> さらに、法人に限り、「使用者」に関する例外が認められています。通常は「使用者」は、車両を購入した法人又はリース契約を締結した 	（個人・法人） リース車両を借り受ける場合	・車検証の所有者は「リース会社」、使用者は、借受人（リース契約者）の個人・法人	（個人・法人） 所有権留保付ローンで車両購入する場合	・車検証の所有者は販売会社又はファイナンス会社、使用者は、車両を購入した個人・法人
（個人・法人） リース車両を借り受ける場合	・車検証の所有者は「リース会社」、使用者は、借受人（リース契約者）の個人・法人					
（個人・法人） 所有権留保付ローンで車両購入する場合	・車検証の所有者は販売会社又はファイナンス会社、使用者は、車両を購入した個人・法人					

No.	問合せ内容	回答						
		<p>法人ですが、その法人の役員又は従業員の個人が、車両の管理責任者として「自動車保管場所証明書」を取得したことによって、役員又は従業員の個人が車検証の「使用者」となることがあります、その場合も補助金申請はできます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人による車両購入で、車検証の「所有者」と「使用者」が異なる場合は、補助金申請はできません。 <p>(例) 親と子、夫と妻で、一方が所有者、他方が使用者となっている車検証は認められません</p> <p>【詳細は応募要領Ⅱ-3ページ (3) 申請車両を確認する書類】 【詳細は応募要領Ⅱ-23ページ (4) 申請車両を確認する書類】</p>						
4	申請車両は、新規登録後、すぐに所有権解除または車両登録番号の変更をしました。現在の車検証はありますが、新規登録時点の車検証がありません。補助金申請はどうしたらよいですか。	<ul style="list-style-type: none"> 現在の車検証(写)の他に陸運支局で「登録事項等証明書/保存記録」を取得し、その写しも添付して申請して下さい。 						
5	領収証が発行されない次の場合はどうしたらよいですか。 ①銀行等での振込みによる支払い ②クレジットカード支払い ③ローン購入でローン会社からの支払いの場合	<ul style="list-style-type: none"> ①～③全ての支払方法について領収証(複写可)が必要となります。 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>①銀行等での振込みによる支払い</td> <td>・銀行発行の「振込証明書」又は「振込金受取書」を領収証として扱います。</td> </tr> <tr> <td>②クレジットカード支払い</td> <td>・車両を購入した販売店に「領収証」の発行を依頼してください。カード払いの「お客様控」は領収証として扱えません。</td> </tr> <tr> <td>③ローン購入でローン会社から支払いの場合</td> <td>・車両販売会社からローン会社に宛てた「領収証」(但し書で誰の車両の支払い分なのかを明記されたもの)</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、「領収証(控)」や「入金票」等は、正規の領収証とは認められません。 	①銀行等での振込みによる支払い	・銀行発行の「振込証明書」又は「振込金受取書」を領収証として扱います。	②クレジットカード支払い	・車両を購入した販売店に「領収証」の発行を依頼してください。カード払いの「お客様控」は領収証として扱えません。	③ローン購入でローン会社から支払いの場合	・車両販売会社からローン会社に宛てた「領収証」(但し書で誰の車両の支払い分なのかを明記されたもの)
①銀行等での振込みによる支払い	・銀行発行の「振込証明書」又は「振込金受取書」を領収証として扱います。							
②クレジットカード支払い	・車両を購入した販売店に「領収証」の発行を依頼してください。カード払いの「お客様控」は領収証として扱えません。							
③ローン購入でローン会社から支払いの場合	・車両販売会社からローン会社に宛てた「領収証」(但し書で誰の車両の支払い分なのかを明記されたもの)							

Q4 申請後の変更等について

No.	問合せ内容	回答
1	補助金申請後、申請書に記載した事項(車両登録番号、住所、社名、氏名等)が変更になったのですが、届出は必要ですか。	<ul style="list-style-type: none"> 届出は必要です。 <p>センターHPにあります「様式5/変更届出書」と、変更内容が確認できる書類と変更後の車検証の(写)を郵送して下さい。</p>

Q5 財産処分について

No.	問合せ内容	回答
1	財産処分(補助金交付を受けた車両を処分制限期間内に売却等の処分をすること)の手続き方法を教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> どのような形でも車両を処分する場合は、処分する前にセンターへの届出が必要となります。 補助金返納相当額の計算方法も含め、詳細は、下記の該当箇所でご確認下さい。 <p>【詳細は応募要領Ⅲ 財産処分】</p>
2	「財産処分承認申請書」の記入事項の「補助金交付決定番号」が分かりません。どうしたら良いですか。	<ul style="list-style-type: none"> 不明な場合は、未記入で構いませんが、センターで調べるために車検証(写)を必ず添付して下さい。

Q6 よくある申請書類の不備について

事例	申請の扱い	センター対応
●申請書類の提出が提出期限を過ぎている。	×	受付できません。(Q1-2を参照)
●車両代金の支払いが完了していない。	×	受付できません。 支払い完了後、再度申請をお願いします。
●車検証の所有者と使用者が異なることが認められないケースにも関わらず、異なっている。 (Q3-3) 参照	×	受付できません。
●「事業用」(緑ナンバー)で登録した車両の申請である。 ※車検証の「自家用・事業用の別」欄が「事業用」となっている。	×	受付できません。 CEV補助金の補助の対象は「自家用」(白ナンバー)だけです。
●補助金交付申請書等に記入漏れや記入間違いがある。 ★特に多い事例 ○「補助金交付申請書」の「4. 補助金振込先に関する事項」の記載。(Q2-1参照) ○「役員名簿」の記載漏れ(Q3-2参照)	△	センターから連絡しますので、早急にご対応をお願いします。 ご対応いただけない場合は、申請を取り下げさせていただきます。
●申請書類に、必要な書類が添付されていない。 ★特に多い事例 ○所有権留保付きのローンで購入の車両の申請で、車両販売会社からローン会社に宛てた「領収証」(但し書で誰の車両の支払い分なのかが明記されたもの)の添付がない。(Q2-5参照)	△	センターから連絡しますので、早急にご対応をお願いします。 ご対応いただけない場合は、申請を取り下げさせていただきます。
●申請書類に添付されている書類がセンターの指定するものではない。 ★特に多い事例 ○「領収証」の写しが「領収証」の原本の写しではなく、「領収証(控)」の写しや「入金票」の写し。 例外は(Q3-5)参照 ○本人確認書類の「住民票」が発行後3カ月以上経過したものなど、有効期限が切れている	△	センターから連絡しますので、早急に必要な書類を整えてください。 不備が解消されない場合は、申請を取り下げさせていただきます。
●新規に購入した車両の補助金申請と同時に、過去に補助金を受領した車両を下取り車等として財産処分した。 財産処分によって補助金返納が必要であったが期限内に返納しなかった。	△⇒×	新規購入の車両の申請は一旦受け付けますが、過去に補助金を受領した車両の補助金返納があるまで、新規購入車両への補助金交付はできません。 期限内に補助金返納がなかった場合は新規車両の申請を取り下げさせていただきます。